

建築物環境計画書制度(大規模建物)の 拡充について

(電気自動車充電設備整備基準)

2026年3月4日(水曜日)開催
第7回東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会

1 **委員からの意見要旨**

2 **【第4回技術検討会】**

3 ○電気自動車充電設備整備基準について

4 ・ ご意見はありませんでした。

5 ○そのほか

- 6 ・ 充電設備の更新時に、うまく切り替えられるような方法を検討してもらえるとよい。
- 7 ・ 既存の機械式立体駐車場に、後から充電設備を設置しようとする、合意形成や費用負担が問題になる。早めに計画を立てることの必要性などの周知が必要。

9 **【第5回技術検討会】**

10 ○電気自動車充電設備整備基準について

11 ・ ご意見はありませんでした。

14 **団体・事業者からの意見要旨** **都の見解**

15 ・ ご意見はありませんでした。

15 -

第7回 東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会

【取りまとめ】

電気自動車充電設備整備基準の見直し

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

- 機械式立体駐車場への充電設備設置を促進するため、機械式立体駐車場への充電設備設置を義務基準の履行対象とする

<整備基準の適用及び算定方法>

	整備基準の適用	実装整備基準	配管等整備基準
専用駐車場	5以上の平置き駐車区画を有する場合	区画の20%以上に整備 上限:10台	区画の50%以上に整備 上限:25台
共用駐車場	10以上の平置き駐車区画を有する場合	1区画以上に整備 上限:設定しない	区画の20%以上に整備 上限:10台



【変更なし】

<整備基準の履行方法>

	充電設備の整備	配管等の整備
現行	平置き駐車区画で整備が必要	平置き駐車区画で整備が必要
改正後	平置き駐車区画に加え、 機械式立体駐車場での整備も可能とする	変更なし※



※機械式立体駐車場は機械駆動用のケーブル等が必要となり、充電設備用の埋設配管等を別途整備することは実態にそぐわないため、配管等整備基準の履行の対象外とする

- 充電設備設置の履行対象とする駐車室は、平置き駐車区画と同様に、二輪自動車及び被けん引自動車を除く自動車を駐車対象とする駐車室とする

	充電設備設置の対象
平置き駐車区画	道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車及び被けん引自動車を除く自動車を1台駐車するために区画された空間とし、1区画の広さは、おおむね次のとおり。 奥行き 3.6メートル以上 7.7メートル未満 幅員 2.0メートル以上 3.0メートル未満(障害者用のためのものにあつては、3.5メートル以上)
機械式立体駐車場	駐車場法施行令第15条に基づき国土交通大臣の認定と同等の安全性を有する機械式駐車装置のうち、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車及び被けん引自動車を除く自動車を駐車対象する駐車室とする※

※道路交通法の自動車区分では、大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車となる。

1
2
3 ●電気自動車充電設備整備基準

4 ✓ 適用日

5 2026(令和8)年4月1日から適用

6
7
8
9 ●電気自動車充電設備整備基準ガイドライン

10 改正内容を反映したガイドラインを、2026(令和8)年4月1日までに公開予定